

入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて

入札及び契約に係る手続における押印等の見直しにつきまして、下記のとおりお知らせします。

記

1. 入札及び契約に係る手続のオンライン化について ホームページ（調達情報）、入札公告及び入札説明書におきまして、詳細を記載しておりますが、「電子調達システム（政府電子調達：GEPS）」、電子入札システム及び電子契約システムを利用する場合は、電子入札・電子契約が可能となっておりますので、積極적으로ご利用ください。
2. 事業者におけるオンライン手続が困難な場合の書面手続について
 - （1）押印を省略できる書類（契約書は従前のとおり押印が必要です）
 - ① 請書
 - ② 見積書
 - ③ 請求書
 - ④ その他入札及び契約に係る手続において事業者から提出いただく書類
 - （2）押印省略時の措置
押印を省略する場合は、当該書類に必ず『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先を記載してください。
※連絡先は原則2箇所記載としますが、1箇所しかない等で確実に連絡がとれる場合は1箇所での記載でも差し支えありません。
※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先
中国運輸局総務部会計課
電話：082-228-3435